

千葉市要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、本市立小学校又は中学校に在学する者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

(資格)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者

(援助)

第4条 就学援助は、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において行うものとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学児童生徒学用品費等

(4) 校外活動費

(5) 通学費

(6) 修学旅行費

(7) 医療費

(8) 給食費

(9) 制服調整費

2 前項第1号から第7号までに掲げる経費に係る就学援助は、児童生徒の保護者で前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、当該児童生徒について生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は、前項第1号から第5号までに掲げる経費に係る就学援助は行わないものとする。

3 第1項第8号に掲げる給食費に係る就学援助は、学校給食を受ける児童生徒の保護者で前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、当該児童生徒について生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合は、この限りではない。

4 第1項第9号に掲げる経費に係る就学援助は、児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する保護者で、前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、当該児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者について生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は、この限りではない。

(経費の内容等)

第5条 前条第1項各号に掲げる経費に係る内容、支給要件、支給限度額及び支給額は、表に定めるとおりとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする者は、毎年度別に定める期日までに就学援助申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、その子女の在学する学校の長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会へ申請しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条第1号及び第2号に規定する資格についての審査を行い、その資格があると認めたときは要保護児童生徒認定通知書(様式第2号の1)又は準要保護児童生徒認定通知書(様式第2号の2)により、その資格がないと認めたときは就学援助申請書の審査結果について(様式第3号)により、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第8条 就学援助の支給は、前条の規定による認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)の請求に基づき、別表に定める支給日までに行うものとする。

2 前項の請求は、別に定める期日までに行わなければならない。

(辞退届)

第9条 認定保護者が就学援助を辞退しようとするときは、辞退届を学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

(停止及び取消し)

第10条 教育委員会は、認定保護者が偽りその他不正の手段により就学援助を受けたとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

(返還)

第 1 1 条 教育委員会は、前条の規定により第 7 条の認定を取り消した場合において既に就学援助が支給されているときは、当該認定を取り消された保護者からその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 2 9 日から施行する。